

第2章

電子提供措置採用の定めの新設等 本年株主総会で行うべき 定款変更手続のポイント

【この章のエッセンス】

●本制度の強制適用に向けた準備として、実務上、次の3点の定款変更を行うことになる。

- ① 電子提供措置をとる旨の定め
の設定
- ② 書面交付請求をした株主に交
付する電子提供措置事項記載書
面に記載すべき電子提供措置事
項の一部を省略することができ
る旨の定めの設定
- ③ ウェブ開示を可能とする定め
の削除

強制適用対応の準備

第1章「上場会社に対する強制適用と経過措置」で述べた本制度の適用のタイミングも踏まえ、施行日

ある2022年9月1日時点で上場会社である会社が、本制度の強制適用への対応として、2022年の株主総会においていかなる準備をしておくことになるかについて述べる。

結論から述べると、本制度の強制適用への対応として一定の定款変更の手續をしておくことが考えられる。そして、当該手續は、株主総会参考書類等について電子提供措置をとることを要する(定時)株主総会のおよとも直前の(定時)株主総会においてとっておくことが望ましい。そのため、3月総会(12月期決算)の会社から順次、2022年の定時株主総会(10月期決算・1月総会および11月期決算・2月総会の会社は、2023年の定時株主総会)において、定款変更議案を上程するのが一般的な対応となると考えられる。

定款変更の要否

(1) 原則論

まず、原則論として、施行日である2022年9月1日時点で上場会社である会社が、本制度が強制適用され、株主総会参考書類等について電子提供措置をとるに当たり、必ずしておかなければならない定款変更⁽⁵⁾その他法律上の対応があるわけではない⁽⁵⁾。株主総会参考書類等について電子提供措置をとるためには、電子提供措置をとる旨の定款の定めがあることが最低限必要であるが、すでに述べたとおり、2022年9月1日時点で上場会社である会社は、定款変更手續を経ることを要することなく、当該定めがあるものとみなされるためである。

(5) 第1章では触れなかったが、電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定めが登記事項となる(会社法第91条第2項)。そのため、当該定めを設けるための定款変更をした場合は、変更登記手續をする必要がある。この点については、施行日である2022年9月1日時点で振替株式を発行している会社には経過措置が設けられており、整備法10条2項の規定により定款変更の決議をしたものと同なされた会社は、施行日から6カ月以内、その本店の所在地において、当該登記をしなければならないなどとされている経過措置の詳細については、整備法10条4項の参照。

(2) 電子提供措置事項を一部省略できる旨の定め

他方で、定款変更をしておくべき事項があるとするれば、書面交付請求をした株主に交付する電子提供措置事項記載書面に記載すべき電子提供措置事項の一部を省略して同書面を交付することとするため、そのような省略をすることができる旨の定め(会社法325の5③)を設けるための定款変更をすることが挙げられる。そして、当該定款の定めを設けるのが一般的となると考えられる。

この点に関し、書面交付請求をした株主に交付する電子提供措置事項記載書面に記載すべき電子提供措置事項の一部を省略して同書面を交付するためには、遅くとも、当該交付の時点で、当該省略をすることができると考えられる。

そして、第1章「上場会社に対する強制適用と経過措置」で述べたと